

## 第 15 号議案

### 足立区 N P O 活動支援センター条例

上記の議案を提出する。

平成 15 年 2 月 25 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

### 足立区 N P O 活動支援センター条例

(目的)

第 1 条 この条例は、足立区 N P O 活動支援センター（以下「N P O 活動支援センター」という。）を設置することにより、地域社会を支える N P O 活動を支援し、もって区民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「N P O 活動」とは、自発的な意思により社会貢献活動を行う団体による活動で、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 1 項に規定する特定非営利活動に該当するものをいう。

2 この条例において「区民」とは、足立区の区域内（以下「区内」という。）に居住する者をいう。

(名称及び位置)

第 3 条 N P O 活動支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 足立区 N P O 活動支援センター

位置 東京都足立区梅田七丁目 13 番 1 号

(事業)

第 4 条 N P O 活動支援センターは、第 1 条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) N P O 活動に関する情報、資料の収集及びこれらの提供に関すること。

- ( 2 ) N P O 活動を支える人材育成に関すること。
- ( 3 ) N P O 活動に関する相談事業に関すること。
- ( 4 ) 関係機関との連携及び調整に関すること。
- ( 5 ) 施設の提供に関すること。
- ( 6 ) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業  
( 施設 )

第 5 条 N P O 活動支援センターには、次に掲げる施設を設ける。

- ( 1 ) 会議室
- ( 2 ) N P O 相談室
- ( 3 ) 情報コーナー
- ( 4 ) その他区長が定める施設  
( 休館日 )

第 6 条 N P O 活動支援センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、区長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- ( 1 ) 日曜日及び月曜日
- ( 2 ) 国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に定める休日
- ( 3 ) 1 月 2 日及び同月 3 日
- ( 4 ) 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日まで  
( 開館時間 )

第 7 条 N P O 活動支援センターの開館時間は、午前 9 時から午後 8 時までとする。ただし、区長が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

( 使用者の範囲 )

第 8 条 第 5 条第 1 号及び第 2 号の施設を使用できる者は、事務所の所在地を区内に置き N P O 活動をする団体又は団体を結成しようとする区民とする。ただし、区長が特に認める場合は、この限りでない。

( 使用の承認 )

第 9 条 第 5 条第 1 号の施設を使用しようとする者は、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の承認に際し、管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

( 使用の不承認 )

第 10 条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認をしないものとする。

( 1 ) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

( 2 ) 施設の管理上支障があると認められるとき。

( 3 ) 前 2 号のほか、区長が使用を不相当と認めるとき。

( 使用料 )

第 11 条 第 9 条第 1 項の承認を受けた者（以下第 17 条を除き「使用者」という。）は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

( 使用料の不還付 )

第 12 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

( 使用権の譲渡等の禁止 )

第 13 条 使用者は、NPO 活動支援センターの使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

( 設備の変更等の禁止 )

第 14 条 使用者は、施設等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。

( 使用承認の取消等 )

第15条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用を制限することができる。

(1) 第9条第1項の規定により承認を受けた使用の目的以外の目的に施設を使用し、又は使用しようとするとき。

(2) 偽りその他不正な手段により第9条第1項の承認を受けたとき。

(3) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは第9条第2項の規定により付した条件に違反し、又は区長の指示に従わないとき。

(4) 第10条第1号又は第2号に該当するとき。

(5) 災害その他の事故により施設の使用ができなくなったとき。

(6) 前各号のほか、区長が必要と認めるとき。

(原状回復の義務)

第16条 使用者は、施設等の使用を終了したときは、速やかに原状に回復しなければならない。前条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止され、若しくは使用を制限されたときもまた同様とする。

(損害賠償の義務)

第17条 施設の使用者は、NPO活動支援センターの使用に際し、施設及び付帯設備等に損害を与えた場合は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(入館の拒否等)

第18条 区長は、NPO活動支援センターの秩序を乱し、又は乱すおそれのある者に対し、入館を禁じ、又は退館させることができる。

(委任)

第19条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

( 施行期日 )

- 1 この条例は、平成 15 年 6 月 1 日 (以下「施行日」という。) から施行する。ただし、付則第 3 項の規定は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 前項の規定にかかわらず、平成 15 年 5 月 1 日から施行日までの間、使用者がこの条例施行の際に使用承認の要件を満たしていることを条件として、条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、使用の承認をすることができる。

( 足立区地域学習センター条例の一部改正 )

- 3 足立区地域学習センター条例 (平成 13 年足立区条例第 34 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

同 梅田地域学習センター	同 梅田七丁目 33 番 1 号
分館	同 梅田七丁目 13 番 1 号

を

」

「

同 梅田地域学習センター	同 梅田七丁目 33 番 1 号
--------------	------------------

に

」

改める。

別表 (第 11 条関係)

使用区分	午 前	午 後	夜 間	全 日
施設名	午前 9 時から 午後 0 時 30 分 まで	午後 1 時から 午後 4 時 30 分 まで	午後 5 時から 午後 8 時まで	午前 9 時から 午後 8 時まで

会議室	1,700円	2,200円	2,700円	6,000円
-----	--------	--------	--------	--------

備考

- ( 1 ) 使用時間には、準備及び後片付けの時間を含むものとする。
- ( 2 ) 2以上の使用区分を引き続き使用する場合の中間時間については、使用料を徴収しない。

( 提案理由 )

NPO活動支援センターを開設する必要があるので、この条例案を提出いたします。